

徳島県告示第495号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 保安林予定森林の所在場所

海部郡海陽町船津字船津94の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）